

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 旅行商品造成促進等事業 実施要領

(趣旨等)

第1条 この要領は、瀬戸内・松山ツーリズム推進会議（以下「瀬戸ツー」という。）が、関係する経路を利用して瀬戸内・松山地域の周遊又は同地域への誘客につながる宿泊旅行商品（以下「旅行商品」という。）を造成・販売等する者に対して行う旅行商品造成促進等事業（以下「事業」という。）に関して、必要な事項を定める。

2 事業は、瀬戸内・松山地域への誘客を促進するとともに、瀬戸ツーが実施するマーケティングに資するデータの収集及び分析等を目的として実施する。

(事業内容)

第2条 瀬戸ツーは、事業を実施するため、旅行商品に関して予算の範囲内で次のものに対して負担金を交付等する。

- (1) 造成・販売等に係る費用
- (2) 調査・分析等の内容
- (3) その他必要と認められるもの

(対象旅行商品)

第3条 負担金の交付の対象とする旅行商品（以下「対象旅行商品」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 次の表のA群についての観光情報が掲載されているもの又は次の表のA群及びB群からD群までのいずれかについての観光情報等が掲載されているものであること。

A群	松山市
B群	広島市、呉市、廿日市市
C群	石崎汽船、瀬戸内海汽船
D群	J R 四国、J R 西日本

備考 A群及びB群については、それぞれの自治体を含む連携中枢都市圏内の自治体を含む。

- (2) A群の地域内での宿泊を伴うもの又はA群及びB群のそれぞれの地域内での宿泊を伴うものであること。
- (3) 標準旅行業約款（平成16年国土交通省告示第1593号）の募集型企画旅行であ

ること。

(4) 募集型企画旅行のうち、団体旅行（エスコート型）については、1コース当たりのツアー本数が、月2本以上、かつ、計5本以上のものであること。

(5) 修学旅行・教育旅行に類するもの又は公的団体が行うものでないこと。

2 対象旅行商品の販売等の方法については、リアル店舗によるものかウェブによるものかは、問わない。

3 第1項の観光情報とは、宿泊情報のほか観光施設又はイベント等の情報をいう。

（対象事業者）

第4条 負担金の交付を受けることができる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づき旅行業（同法第2条第1項に規定する旅行業をいう。以下同じ。）の登録を受けた者（以下「旅行会社」という。）とする。

2 旅行会社には、現地法令等に基づき適法に旅行業を行うことができる者であることを日本語で証明し、かつ、この要領に定める手続を日本語及び日本円で行うことができる日本国外の者を含む。

（造成・販売等に係る負担金）

第5条 第2条第1号の費用に対する負担金（以下「1号負担金」という。）の額は、1つの旅行会社（グループ会社を含む。）当たり、別表の分類により総合的に判断して決定する。

2 1号負担金の交付の対象とする費用は、対象旅行商品の造成及び販売等に必要な費用とし、人件費を除く。

3 前項の費用は、領収書等により金額が証明できるものに限る。

4 第7条第3項に規定する実施事業者は、領収書及び関係書類を5年間保存するとともに、瀬戸ツーからの求めがあったときは、提出しなければならない。

（調査・分析等に係る負担金）

第6条 1号負担金の交付が決定された対象旅行商品について、その実施報告の内容により第2条第2号の内容に対する負担金（以下「2号負担金」という。）を交付する。

2 2号負担金の額は、別表の分類により総合的に判断して決定する。

3 2号負担金の交付の対象とする内容は、対象旅行商品の調査及び分析等に必要な内容

並びに類似の報告書等の作成に要する内容とする。

- 4 報告を受けた内容は、瀬戸ツー内部の検討資料として用いるほか旅行会社名が特定されないように統計処理をして公表することがある。

(申請手続等)

第7条 1号負担金及び2号負担金の交付を受けようとする旅行会者は、申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、負担金を交付することが適当と認めたときは、その旨を内定通知書(様式第2号)により通知する。

- 3 前項の通知を受けた旅行会者(以下「実施事業者」という。)は、第1項の申請書に記載した内容(以下「実施事業」という。)について変更又は中止等をするときは、会長に届け出るものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 4 実施事業者は、成果物が完成したときは、速やかに会長に提出するものとする。

- 5 実施事業者は、実施事業の完了後速やかに実施報告書(様式第3号)及び請求書を会長に提出するものとする。

- 6 前項の実施報告書及びその添付書類に個人情報に掲載してはならない。

- 7 実施事業者から実施事業完了後3箇月以内又は事業年度終了後100日以内に実績報告書が提出されないときは、会長は、負担金の内定通知を取り消すものとする。

- 8 会長は、第5項の実施報告書及び請求書の提出を受け、その内容が適当と認めたときは、負担金の額を決定し、速やかに当該額を支払うものとする。

(負担金の対象外)

第8条 対象旅行商品について、他の団体等の助成金等を受けている部分については、負担金の交付の対象外とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行し、同日以後の新規又は改訂版の対象旅行商品について適用する。

別表（第5条、第6条関係）

分類	掲載内容	年間の負担金の額
1号負担金 (造成・販売負担金)	A群のみ	12万円以下
	(1) A群及びB群のみ (2) A群、C群及びD群のみ	24万円以下
	A群からD群まで	36万円以下
2号負担金 (調査・分析負担金)	販促の状況、月単位の送客数・宿泊数販売額等、前年同月との比較等	12万円以下
	販促の状況、月単位の送客数・宿泊数販売額等、前年同月との比較等並びにそれらの内訳（性別・年代・発地・販売店・宿泊場所・客単価等）及びクロス集計等	24万円以下
合計		60万円以下

備考

- 1 年間の負担金の額は、商品の設定月数／12とする。
- 2 年間の負担金の額は、団体旅行（エスコート型）のみのときは、1／2とする。